

指定管理者の実績評価シート

令和6年5月(平成31年度～令和5年度実績)

施設名	刈谷市立あおば保育園			
主管部課等名	次世代育成部子ども課			

(1)指定管理者の概要

指定管理者	株式会社トットメイト			
所在地	刈谷市神明町3丁目501番地			
管理体制	園長1人、主任1人、保育士17人、看護師1人			
指定期間	H31.4.1～R11.3.31	指定方法	公募	
管理業務の内容	施設管理業務、施設及び設備等の修繕業務、運営業務			

(2)運営状況

行事・講座等	運動会、保育参観、延長保育促進事業、一時保育促進事業等				
サービス向上への取り組み	利用者との交流や保護者アンケートなどから利用者のニーズを吸い上げ、家庭との連携を図りながら、より良いサービス提供に努めている。				
利用状況	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用数(人)	4,108	3,838	4,012	3,776	3,979
利用状況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年間延べ利用数(人)					

満足度アンケート	概要	実施時期:毎年3月 実施方法:利用者へのアンケート用紙を配布・回収 配布対象者:毎年3月1日現在で入所している児童のうち、2月1日以前から在籍している児童の保護者 設問:施設の利用に関して「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」から選択				
	結果	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回収率(%)	65.9	77.6	71.9	78.8	78.1
	「満足」「やや満足」の割合(%)	98.1	92.5	89.1	93.5	88.8
	結果	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	回収率(%)					
	「満足」「やや満足」の割合(%)					
上記への対応状況	高い満足度を維持し、利用者(保護者)から高評価を得ている。					

モニタリング実施結果

主な問題点及びその対応状況	コロナ渦において保育を継続するに当たっての対応に苦慮したが、感染予防のためのマスクの着用、アルコール消毒、こまめな換気や空気清浄機の増設等に取り組んだ。また、卒園式等の行事についてもこれらの対策を行った上で実施することができた。(R2.4～R5.4)
利用者からの反応及びその対応状況	保育中における園児のケガが発生した際についての対応についての問い合わせが数件あったため、保育園側が配慮する事項について、チェックシートを作成し保護者に確認をした。また、補助の保育スタッフを配置した。(R3)
その他特記事項	利用者の満足度や施設の利用率が高く、適切な管理状態が保たれている。

(3)収支の状況

収支の状況(単位:円)		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	195,908,285	191,600,490	193,758,408	193,146,352	195,828,976
	利用料金	0	0	0	0	0
	その他	8	9	0		0
	収入(計)	195,908,293	191,600,499	193,758,408	193,146,352	195,828,976
支出	事業費	19,303,447	18,814,638	19,339,381	20,318,425	20,602,954
	管理運営費(事務費)	36,063,429	39,714,974	38,807,377	39,714,390	40,352,755
	人件費	126,469,214	119,469,215	131,944,189	123,640,458	129,926,219
	その他	0	0	0		0
	支出(計)	181,836,090	177,998,827	190,090,947	183,673,273	190,881,928
収支の状況(単位:円)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入	指定管理料					
	利用料金					
	その他					
	収入(計)					
支出	事業費					
	管理運営費					
	人件費					
	その他					
	支出(計)					

(4)総合評価

評価項目	判定
法令等の遵守	B
適正なサービスの提供(苦情対応・アンケートなど)	B
運営状況(協定書、事業計画書等に沿って運営されているか)	B
施設の利用状況(稼働状況、事業計画の達成度など)	A
管理経費等の収支状況(経理状況や経費節減の取組み)	B
自主事業の実施状況	B
施設の維持管理状況	B
保守管理の実施状況	B
総合評価	判定
評価の理由 施設の利用率が高く、適切な管理状態が保たれており、期待どおりの業務内容である。	B

(4)総合評価の欄について

判定は、各項目につき、下記の4段階評価し、評価不能な項目は「-」とする。

- A: 協定書、仕様書に定める内容を上回る成果があった。
- B: 概ね協定書、仕様書に定める内容どおりの成果があった。
- C: 協定書、仕様書に定める業務内容に達しない面があり、改善の努力が必要。
- D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要する。
- : 実施していない。